

地域包括支援センターの権利擁護業務って??

地域包括支援センターって?

地域包括支援センター（※以下、センター）は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、介護・医療・保健・福祉などさまざまな面から総合的に支えるための「高齢者の相談窓口」になります。秋田市内にはセンターが18箇所設置されており、それぞれ担当地域があります。

御所野地域包括支援センターけやきは「御所野・四ツ小屋・御野場・御野場新町・仁井田・大住南二丁目・三丁目」を担当しています。

センターには主任ケアマネジャー、保健師や看護師、社会福祉士など、専門知識を持った職員が配置され、担当地域で生活する高齢者に関するさまざまな相談に応じ支えています。

今号ではセンター業務の1つ権利擁護業務について、お知らせします。

権利擁護に関する相談って?

預貯金や不動産など、
財産管理に不安がある。

家族から暴力を
振るわれて困っている。



自宅に不審な電話があった。
騙されているかもしれない。

介護サービス等の
契約や手続きが一人で、
できなくなってきた。

このような相談に、地域包括支援センターでは、各専門機関と連携しながら対応します。

困ったり、悩んだら、まずはお気軽に相談を！！

※知り得た個人情報については、守秘義務を遵守します。



権利擁護とは

権利擁護とは「権利をまもるということ」

○権利～ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。

○擁護～権利を行使するための手立て。侵害、危害、破壊を加えようとするものから、かばい、まもること。

具体的には

病気や障がいなどで判断能力が低下していたり、頼れる人がいなかったり、家族関係・人間関係による影響で自分の意思表示をうまくできない環境下にあったりする方が住み慣れた地域で「ふつう」に「自分らしく」、
「みんなと暮らす」という当たり前の生活を守ることです。

【御所野地域包括支援センターけやきの取り組み】

【高齢者虐待】

虐待対応・支援、広報誌や出張講座等による普及・啓発活動

【成年後見制度】

相談対応、広報誌や出張講座等による普及・啓発活動、関係機関との連携

【消費者被害】

地域住民・福祉関係者へ周知活動、研修会の開催、関係機関との連携

【広報活動】

権利擁護に関するテーマの広報誌「地域ほっと通信」、消費者被害の情報提供を行う
広報誌「みまもり通信」を定期発行

【研修会】

地域住民向け、福祉関係者向けの「シルバーセーフティー研修会」を開催



編集後記

私たちが住む秋田でも新型コロナの感染拡大にて日常生活の制限を余儀なくされ、私たちを取り巻く環境が大きく様変わりし、大変厳しい生活を強いられています。

こんな世の中だからこそ自分らしい生活を模索しながら見つけたいものです。

みなさんが自分らしい生活を送るために微力ながらお手伝いできればと思っています。

無料出張講座のご案内

地域包括支援センターでは皆さんの権利を守ることや地域で安心して暮らすための講座を無料開催します。お気軽にお問合せください。

【発行】御所野地域包括支援センターけやき

秋田市御所野下堤五丁目1番5号

電話：838-6382（直通）

826-0651（代表）

FAX：826-0652

